

岐阜県水源林境界明確化促進事業費補助金事業実施要領

[平成25年4月1日 治第6号 林政部長通知]

一部改正 [平成26年10月16日 治第635号 林政部長通知]

第1 総則

岐阜県水源林境界明確化促進事業費補助金の事務の取扱いについては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 趣旨

森林境界が不明確であるため、事業地の特定や集約化が進まず間伐などの森林整備の推進が困難な結果、水源林としての機能が低下する森林が増加する恐れがある。

そこで、重要な水源林内の森林所有者や所有界が不明確な箇所において境界の明確化を行うことにより、間伐等の実施による森林の機能強化や、水源涵養或いは干害防備保安林の指定を推進することで、水源林としての機能を高度に維持する必要がある。

このため、市町村が重要な水源林内において保安林の指定に係る同意を得ながら現地調査や測量の実施による森林境界の確定をする活動（以下「境界明確化」という。）に対し補助することにより、重要な水源林の保全に関する各種施策を推進することを目的とする。

第3 事業内容等

重要な水源林内において、市町村長が境界明確化のために行う次の（1）～（3）の事業に要する経費を補助金交付の対象とする。

（1）境界明確化に向けた事前調査

境界明確化を必要とする森林の情報を収集・整理するため、既存資料を活用した森林所有者の特定、境界明確化に向けた手順の作成、既存図面を活用した境界点検マップの作成等の準備作業を実施すること。

（2）境界明確化のための現地調査

境界明確化が必要な森林において、森林所有者等から境界明確化の同意を得るとともに、立会等による境界確認、境界測量による事業実施区域及び面積の確定作業を実施すること。

（3）間伐等の森林整備や保安林の指定に向けた成果の整理

ア （2）の調査データの整理を行い、測量の結果を図面に表示するとともに、森林所有者等の関係者に通知し、あわせて県の森林計画図や森林GIS等へ反映させること。

イ （1）、（2）の調査実施後、これらの成果をもとに間伐等の森林整備関連の計画策定や保安林の指定に向けた作業を行うこと。

第4 事業の実施

補助金の対象とする森林は、次のとおりとする。

(1) 事業対象森林

対象とする森林は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項に規定する地域森林計画の対象とする森林であって、次のア及びイに掲げる要件に適合する森林とする。

ア 水源地域保全条例第13条第1項に基づき指定もしくは指定申請を予定している水源地域内の森林及びこれと一体となって地域の重要な水源林であると客観的に判断できる森林、または、これと同等の重要な水源地と認められた次の(ア)から(ウ)に掲げる森林

(ア) 飲用水や農業用水等の水源として重要な森林

(イ) 山地災害等を防止するうえで重要な森林

(ウ) 所管する農林事務所長（以下「所長」という。）が、特に認めた森林

イ 実施主体の長が新たに保安林の指定を予定している森林及びこれに介在する森林

(2) 事業対象外森林

次に掲げる森林は事業の対象森林から除外する。

ア 国、都道府県または市町村が所有する森林

イ 独立行政法人森林総合研究所が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者または造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業を行う森林

ウ 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2項に規定する森林整備法人が、同法第2条第1項に規定する造林者または造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造林に係る事業を行う森林

エ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林

オ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林

カ 地積調査事業等の他事業により森林境界の明確化が既に実施された森林

第5 事業計画書の提出

事業主体は事業計画書（別記第1号様式）を作成し、事業地を管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）が別に定める日までに提出するものとし、所長は事業計画書を取りまとめのうえ林政部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

第6 事業量の決定

部長は、第5に基づき提出された事業計画書を審査し、予算の範囲内において農林事務所ごとの事業量を決定し、所長に通知（別記第2号様式）するものとする。

2 前項により事業量の決定通知を受けた所長は、速やかに事業主体に対して事業量の決定を通知するものとする。

第7 補助金交付申請

事業主体は、第6の2の事業量の決定を受けたときは、速やかに規則第4条及び要綱第4条の規定に

基づく補助金交付申請書（別記第3号様式）に次に定める書類を添付して所長へ提出するものとする。

- (1) 事業実施計画書（別記第4号様式）
- (2) その他知事が必要と認める書類

第8 補助金の交付決定

所長は、事業主体から交付申請書の提出があった場合には、内容を審査のうえ規則第5条に基づき速やかに補助金の交付を決定し、交付決定通知（別記第5号様式）により通知するものとする。

第9 事業対象経費及び交付金額

第3に規定する補助金交付の対象経費は、第6により事業量の決定を受けた事業主体が事業を実施するために必要となる経費については、別表1に定めるものとし、補助対象経費の範囲及び算定方法については、別表2に定めるものとする。

また、事業完了面積の算定方法及び事業を実施するために必要となる経費の上限は、別表3に定めるものとする。

第10 補助金の交付決定前着手届

事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものであるが、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第6号様式）を所長に提出するものとする。

第11 事業計画の変更等

事業主体は、規則第6条の第一号から第三号までの承認を受ける場合は補助金変更等承認申請書（別記第7号様式）を所長に提出するものとする。

- 2 変更承認を必要とする事項は、補助対象事業費の20%を超える増減の場合とする。

第12 遂行状況報告

事業主体は、交付決定のあった年度の12月31日現在における遂行状況について、遂行状況報告書（別記第8号様式）を所長に翌年の1月20日までに報告するとともに、所長は、とりまとめのうえ部長に提出するものとする。

第13 実績報告

事業主体は、事業が完了したときは、規則に基づき、実績報告書（別記第9号様式）に次に定める書類を添付して所長に提出するものとし、報告を受けた所長は、確認要領に基づき事業を確認するものとする。

- (1) 境界明確化事業実施同意書（成果品様式1）
- (2) 境界明確化土地一覧（成果品様式2）
- (3) 境界不明土地一覧（成果品様式3）
- (4) 森林境界保全図（成果品様式4、5）
- (5) 保安林指定同意書（成果品様式6「提出はコピーで可」）

(6) 委託契約書 (該当がある場合のみ。提出はコピーで可)

(7) その他支出を証明する書類 (該当がある場合のみ。提出はコピーで可)

2 所長は、額の確定後、速やかに提出された実績報告書に關係書類の写しを添付して部長に報告するものとする。

第 14 帳簿及び証拠書類の保管

実施主体は、要綱第 10 に基づき本事業に係る収入及び支出についての帳簿及び証拠書類を、事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間整理保管しなければならない。

第 15 その他

知事は、この事業の実施に関し指導監督を行い、必要に応じて現地調査を行うほか、關係書類の提出を求めることができるものとする。

2 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項を生じた場合は、その都度知事が別に定めるものとする。

3 収集した情報の森林簿への反映

所長は、成果品の内容について確認後、森林簿へ反映させるよう森林簿等更新要領に基づく手続きを行うものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年度事業から適用する。

別表 1

事業項目	事業内容	補助対象経費
(1)境界明確化に向けた事前調査	<p>事業対象とする森林における保安林の指定に向け、既存情報を活用した画地情報と所有者情報の収集と整理を行い、境界明確化に向けた手順と工程の作成を行う。それらを基に、地域の森林所有者に向けた事業説明会の開催等を実施する。</p> <p>・作成の資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同意書、委任状 2 境界明確化土地一覧（事前調査） 3 境界不明土地一覧（事前調査） 4 境界保全図（事前調査） 	<p>ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 エ 旅費 オ 需用費 カ 役務費 キ 委託費 ク 使用料及び賃借料</p>
(2)境界明確化のための現地調査	<p>事前調査で作成した資料及び調査野帳を基にして所有者の境界立会い及び現地案内者による境界の確認を受け、杭の設置を行う。調査野帳等を基に杭設置箇所の座標収集と番号を記した杭の設置を行う。</p> <p>また、現地で測量した座標情報の結線、杭番号等が調査野帳と相違等が無い点検を実施する。</p> <p>・作成資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 境界明確化土地一覧（現地調査後） 2 境界不明土地一覧（現地調査後） 3 境界保全図（現地調査後） 4 隣接者境界立会確認書 	
(3)間伐等の森林整備や保安林の指定に向けた成果の整理	<p>現地調査で得られた測量結果等の調査データを図化し、森林所有者等の関係者に報告する。併せてそのデータを都道府県に通知を行い、森林GIS等へ反映させる。</p> <p>また、間伐等の森林整備関連の計画策定や保安林の指定に向けた作業を行う。</p> <p>・作成資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安林指定同意書 	

別表 2

補助対象経費	範囲及び算定方法
技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（専門的知識・技術を有する調査等）について、事業主体が職員に支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に、事業に従事した日数を乗じた額とする。</p> <p>また、日当たり単価の算定に当たっては、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当では除く。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就業日数で除した額とする。（算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まれない。）</p>
賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）について、事業主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。</p>
謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等の調査に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。</p>
旅費	<p>事業を実施するために必要となる資料収集、各種調査、検討、指導、打合せ、普及啓発活動、森林所有者等への働きかけに伴う国内移動に必要な経費とする</p>
需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、会議費、印刷製本費等の経費とする。</p> <p>ア 消耗品費 「消耗品費」とは、事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。</p> <p>イ 会議費 「会議費」とは、事業を実施するために必要となる会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費とする。</p> <p>ウ 印刷製本費 「印刷製本費」とは、事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。ただし、共有部分は必要な経費とはしないこととする。</p>
役務費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる通信運搬費、広告料、原稿料等の経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の電話料、データ通信料は含まない。）</p> <p>ア 通信運搬費 「通信運搬費」とは、事業を実施するために必要となる郵便料、電話料、及びデータ通信料、諸物品の運賃等の支払に必要な経費とする。（通常の団体運営に伴って発生する事務所の電話料、データ通信料は含まない。）</p>
委託費	<p>本事業の補助目的である事業の一部分（事業の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を法人等に委託するために必要な経費とする。 (注) 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・</p>

	<p>効果的であると認められる場合に実施できるものとします。</p> <p>なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託する場合は、委託内容については十分検討してください。また、本来、事業主体が行うべき基本的な事業方針等の決定に係る業務を受託することはできない。</p>
使用料及び賃借料	<p>事業を実施するために追加的に必要となる器具機械、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。(通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料その他の経費は含まない。)</p>

別表 3

助成金額	事業完了面積の算定方法
<p>事業完了面積 1 ヘクタール当たり 150,000 円を交付決定額の上限とする。</p>	<p>事業完了面積は、事業対象となる森林の中で、当該年度に本事業により森林境界の明確化が図られた以下の条件を満たす森林面積の合計を原則とする。</p> <p>ア 一筆地に対し、原則として隣接する全ての所有者若しくは所有者に委任された代理人（森林境界の精通者、森林組合等）が立会確認を行うことにより境界線が明確にされている。</p> <p>ただし、地形等により境界が明らかな場合は、隣接所有者の立会確認は不要とする。</p> <p>イ 境界線には、その変化点に指定の杭が設置され、各杭を GPS 等を利用した簡易な測量の実施により、座標値が与えられている。</p> <p>ウ 上記測量により、一筆地の面積が算出されている。</p> <p>エ その他明確化を実施した地域の森林境界保全簿、隣接者境界立会確認書等帳票類及び森林境界保全図が作成されている。</p>

別記第1号様式（第5関係）

第 号
平成 年 月 日

農林事務所長 様

住 所
市町村名
代表者氏名 印

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業実施計画書

岐阜県水源林境界明確化促進事業費補助金実施要領第5の規定に基づき、実施計画書を別添のとおり提出します。

記

- 1 事業名 水源林境界明確化促進事業
- 2 添付書類 別記第4号様式

第 号
平成 年 月 日

農林事務所長 様

林 政 部 長

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業の事業決定について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で提出のあった平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業実施計画（水源林境界明確化促進事業）については、岐阜県水源林境界明確化促進事業費補助金交付要領第6に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | | | |
|---|--------------|--------------|-----------|----------|-----------|
| 1 | 事業対象森林 | <u>市（町村）</u> | <u>大字</u> | <u>字</u> | <u>番地</u> |
| 2 | 事業実施面積（事業対象） | | h a | | |
| 3 | 補助金の額 | | 円 | | |

別記第3号様式（第7関係）

第 号
平成 年 月 日

農林事務所長 様

住 所
市町村名
代表者氏名 印

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業補助金交付申請書

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 水源林境界明確化促進事業
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - ・事業実施計画書
 - ・収支予算書

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(B)－(A)	備考
	円	円	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(B)－(A)	備考
	円	円	円	

予算議決（予定）年月日

年 月 日

別記第4号様式（第5関係）

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業実施計画書

（水源林境界明確化促進事業）

事業実施市町村名： _____

1 事業対象森林

（1）所在地

_____ 市（町村） 大字 字 番地 ほか 筆

（2）対象森林の概要

区 分	面積（ha）	所有者数（人）	備 考
水源林の区域	(a)		
境界明確化調査区域	(b)		(b) / (a) * 100 =
保安林指定見込区域	(c)		(c) / (b) * 100 =

2 補助金額

事業実施（事業対象）面積（ha） ※ 上記1（2）の(b)の面積	ヘクタールあたりの 補助単価（円）	補助金額 （円）

3 事業経費

（1）収入

区 分	予 算 額	
	予 算	備 考
補助金	円	円
その他		
計		

（2）支出

区 分	予算額	補助対象経費 費目及び金額	経費の積算内訳
(1)境界明確化に向けた事前調査	円		
(2)境界明確化現地調査			
(3)保安林の指定に向けた成果の整理			
計			

4 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

5 添付書類（様式は任意）

（1）事業区域概要図（色分け図）

事業実施主体名
代表者氏名 様

農林事務所長

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業補助金交付決定の通知について

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付申請のあった標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条により通知します。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付け 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業（水源林境界明確化促進事業）とし、その内容は補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。
ただし、当事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の額	円
- 3 交付の決定を受けた申請者（以下「事業者」という。）は、岐阜県補助金交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）、その他の補助金等に関する法令（以下「補助金等に係る法令」という。）、岐阜県水源林境界明確化促進事業費補助金交付要領（平成 年 月 日付け治第 号林政部長通知）に従わなければならない。
- 4 補助金の交付条件は、前記4に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 事業者は、この助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5カ年間整備保管しなければならない。
 - (2) 事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (3) 所長は、事業者が県の付した条件に違反した場合は、事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り崩すことがある。

第 号
平成 年 月 日

農林事務所長 様

住 所
市町村名
代表者氏名 印

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金補助金交付決定前着手届（報告）

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したので届け出ます。

記

- 1 事業名 水源林境界明確化促進事業
- 2 事業内容等

着手予定年月日	
完成予定年月日	
補助金交付決定前 着手の理由	

誓約条項

- 1 補助金交付決定通知を受けるまでの期間内に天災、地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担する。
- 2 補助金交付決定通知を受けた金額が、交付申請額に達しない場合においても異議がない。

第 号
平成 年 月 日

農林事務所長 様

住 所
市町村名
代表者氏名 印

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業計画 { 変更
中止
廃止 } 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった標記事業の施行について

は、下記のとおり { 変更
中止
廃止 } したいので、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱第5条の規

定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名 水源林境界明確化促進事業
- 2 実施地区名
- 3 変更（中止・廃止）理由
- 4 添付書類 別添のとおり

- ・理由について別様とすることができる
- ・また、添付書類については、変更前の内容を（ ）書きとし、上段に変更前、下段に変更後として記載すること。変更理由が説明できる資料を添付すること。

第 号
平成 年 月 日

農林事務所長 様

住 所
市町村名
代表者氏名
印

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があったこの事業について、岐阜県水源林明確化促進事業費補助金事業実施要領第12に基づき、平成 年12月31日現在の事業遂行状況を下記のとおり報告します。

記

計画		遂行状況						備考
事業量 面積	事業費 (A) 円	事業量 面積	事業費 (B) 円	12月31日 までの進 捗率 (B)/(A) %	事業着手 (年月日)	事業完了 予定 (年月日)	支出済額 円	
ha	円	ha	円	%			円	

第 号
平成 年 月 日

農林事務所長 様

住 所
市町村名
代表者氏名 印

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業について、下記のとおり事業を実施したので、岐阜県水源林境界明確化促進事業費補助金事業実施要領第13の規定に基づき実績を別紙のとおり報告します。

なお、あわせて補助額 円の交付を請求する。

- 1 事業名 水源林境界明確化促進事業
- 2 事業実績

事業計画		事業実績	
面積	予算額	事業完了面積	補助金額総額(A)
ha	円	ha	円

3 補助金精算額

区分	補助金総額(A)	既受領額(B)	精算額(A) - (B) ※1
水源林境界明確化促進事業	円	円	円

※) 精算額を補助金請求額の欄に記載

添付書類

※別紙様式

別紙

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税基金事業実績報告書

(水源林境界明確化促進事業)

事業実施市町村名： _____

1 事業対象森林

(1) 所在地

_____ 市(町村) 大字 _____ 字 _____ 番地

(2) 対象森林の概要

区 分	面積 (h a)	所有者数 (人)	備 考
水源林の区域	(a)		
境界明確化調査区域	(b)		(b) / (a) * 100 =
保安林指定見込区域	(c)		(c) / (b) * 100 =

2 補助金額

事業実施(事業対象)面積 (ha) ※) 上記1(2)の(b)の面積	補助金額 (円)

3 事業経費

(1) 収入

区 分	決 算 額	
	決 算	備 考
補助金	円	円
その他		
計		

(2) 支出

区分	決算額	補助対象経費 費目及び金額	経費の積算内訳
(1)境界明確化に向けた事前調査	円		
(2)境界明確化現地調査			
(3)保安林の指定に向けた成果の整理			
計			

4 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

5 添付書類 (必要に応じ添付のこと)

- (1) 境界明確化事業実施同意書
- (2) 境界明確化土地一覧
- (3) 境界不明土地一覧
- (4) 境界保全図
- (5) 保安林指定同意書
- (6) 委託契約書 (写し)
- (7) その他支出を証明する書類